

消 防 危 第 76 号
令和 2 年 4 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則及び危険物の試験及び性状に関する省令
の一部を改正する省令の公布について（通知）

危険物の規制に関する規則及び危険物の試験及び性状に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第 40 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第 1 号）において引用している日本産業規格について、名称に変更等があったものを反映させるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日に関する事項

改正省令は、令和 2 年 5 月 1 日から施行すること。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：勝本課長補佐、竹中
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534